

第4回会議議事録

期 日 平成17年2月3日(木)
と ころ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

定刻前でございますけれども、おそろいでございますので、ただいまから開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。ただいまから中条町・黒川村合併協議会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長、副会長からごあいさつを申し上げます。

最初に、丸岡会長からお願いします。

○会長（丸岡）

ご苦労さまでございます。第4回協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

本日は委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、また道足の悪いところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、一昨年12月に両町村で合併協議会を立ち上げて以降、両町村の信頼関係を基本といたしまして、合併に関するさまざまな協議を進めてまいりました。しかしながら、既に皆様新聞報道等でご承知のとおり、1月の12日黒川村長さんから合併については白紙にしてほしい旨の申し出があり、残念ではありますけれども、協議会は中断を余儀なくされました。しかしながら、協議会再開に向けた環境整備が進む中、26日に黒川村長さんからの協議会再開の申し入れもあり、これを受けた形でここようやく協議会を再開することができました。このことによって、大幅におくれはいたしましたけれども、今後順調に進むことにより、次回の協議会ですべての協議項目の実質的審議を終了し、合併調印式、廃置分合議決、県知事への合併申請という、そういった手順を進めてまいる予定でございます。委員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、開会のごあいさつにかえたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

続きまして、布川副会長からお願いします。

○副会長（布川）

それでは、会長に引き続きましてあいさつをさせていただきます。

本協議会委員の皆様方には、行政項目の1,017項目に及びます協議をいただいているわけでありましたけれども、最終の詰め段階に至るときに、合併の必然性を訴えながらも、この反映に汗を流してきた黒川村の歴史を思い、中断の申し入れをいたしました。中条町議会、中条町の合併協議会の委員の皆様方が本協議会の再開のための懸命のご努力をいただきましたし、きょうもこうして大勢の町民の皆様方がお集まりいただいたわけですが、中条町町民の熱意を受けまして、本日こうして協議会が再開できましたことに感謝申し上げます。勝手な解釈からいたしますと、人生に時がありま

すように、このたびの協議会の中断は中条町、黒川村両町民の住民一人一人が改めて合併を考えましたし、私自身も考えました。また、真に地域の将来と向き合った時間帯ではなかったらどうかというふうにも思っております。ことしはとり年でございますが、とりは新しいときの始まりを告げる神のお使いと聞いております。あわせましてきょうは2月3日節分でございます。豆まきの日でございますが、節分は春を迎えるに当たって邪気や災難を払い、善福を願うものと聞いております。人が決断するという事は、すべて未来に向かっての決断でございますが、中条町、黒川村のこの合併に基本合意を尊重し、無限の努力をいただきますことを本席からお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定に基づき、会長にお願いいたします。

○議長（丸岡）

それでは議長として議事を進めさせていただきます。委員の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

○中条町（富樫委員）

冒頭会議に入る前に黒川布川村長さん初め、黒川の皆さんに一言お礼申し上げたいと思います。

白紙撤回以来、正直言いまして私ども議会も、中条協議会の委員も、そして結果といたしまして、署名を願った1万8千何がしの町民の皆さんも、この誠意が果たして伝わるのかということ非常に不安を持ったわけでありまして、結果として即その返事をいただき、こうして再開に至ったことにつきましては、本当に心からお礼申し上げたいと思います。

ただ、私どもこの協議を進める経緯に当たりまして、ご案内のとおり100%の皆さんが100%理解して賛成して来ていないことは、過去の例を見ても周知の事実であります。実は、きょうも午前中の合併の特別委員会におきまして、長という立場でこの協議の白紙撤回を求め、なおかつ今ほどお話ありましたように、中条町民の誠意が伝わったということで、再開していただきました。とはいえ再開に向けた経緯についてそういったまだ若干不安を持っている町民並び議員の一部の方に、いま一度副会長の村長さんからお話しいただきたいと思うわけでありまして、要するに今後進めるに当たりまして、雨降って地固まるという言葉もございますけれども、今後、できたら二度とこういうことにならないような信頼関係で私どもいきたいと思っておりますし、村長さん、副会長の決意といたしますが、もう少しきょう大分大勢傍聴者もおいででございますので、若干かみ砕いても結構でございますので、その意図するところを今後進めるに当たった信頼関係を不動にするためにも、もう一言お言葉をいただきたいと思うのでありますけれども、いかがでしょうか、

○副会長（布川）

今言葉ということで求められているわけでございますが、私はそういうプロセスに関しまして、具体

的に申し上げるつもりはありませんでした。合併に向かって今進んでいるわけでございますので、へりくだって物事を言うということはおかしな話でございます。白紙撤回というお話でございましたけれども、私としては、合併の必然性を申し上げて参りました。先程申し上げましたとおり、この状態で黒川村の歴史に幕を閉じるわけには行かないという思いで、その時出た気持ちとすれば中断ということでございます、その辺もご理解いただきとうございます。私たちの黒川村から中条町に向かってそういう抽象的な言葉という事は聞いたことがございません。そのことを既にお話しいたしました。先程も申し上げましたように黒川村の歴史を閉めるに当たって、節目としてきちんと求めたということ、今言うように一部というお話でございましたけれども、こういうことは言うつもりがありませんでしたが、それを傍観するということは我々からすれば中条町というふうな見方、一つの怒りというようなものでございます。何回も申し上げますが合併の必要性は住民一人一人が本当に感じているわけでございます、今富樫委員の方からその具体的にというようなことのお話でございましたけれども、私は、きょうそういう具体的な話をすればいいのかもしれないけれども、私も中条町の町民の熱意というか、意を理解してこの席に立っているわけでございます。中条町からすれば一部ということになるけれども、我々からすると6,000村民すべてに当てはまるということでございます。一部であるから放任していいということは趣旨が違うのではないだろうかというふうに思います。私は、この委員会の意思決定が改めて再議することなく堅持されるべきと理解しております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、審議をいたす前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告を願います。

○事務局（羽田野）

本日の委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数33名のうち出席いただいている委員は32名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、委員数33名のうち出席いただいている委員は32名です。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、規約第10条第1項に基づき、本日の会議は成立しております。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りします。会議の傍聴の申し出について事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人91名、報道関係3社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第2条第1項に基づき、本日の会議は公開することにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

また、傍聴いただいております皆様には、傍聴規程を遵守していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、次第の3番、議事に入ります。

議案第7号 新市建設計画については、継続協議の案件でございますが、今回、県との事前協議での意見をもとに修正案を提出させていただきます。

事務局より説明願います。

○事務局（小野）

事務局小野でございます。議案第7号についてご説明申し上げます。

新市建設計画案は、ご存じのとおり昨年の10月13日の第1回協議会におきましてご提案申し上げまして、県との事前協議に入らせていただくというものでありました。今回は、県からの意見をもとに若干の変更がございましたので、皆様に修正案をご提案し、ご確認をいただければと思います。

新市建設計画全文は、提案時にお渡ししておりますが、今回配付いたしましたものは、修正箇所を抜粋したもので、当初お渡ししているものとページが連動しております。修正箇所につきましては、なお網かけ表示をしております。本日配付しました資料で、またその追加修正ということで、若干の修正を加えさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

修正箇所の主なものとしたしましては、本文の方では福祉関係で地域福祉計画の策定について県から指示を受けておりますし、土木関係で県事業の3事業が掲載できなくなったことから、県と協議した結果、本文で国県道の整備を要望する旨の表現を加筆しております。また、事業関係では県事業、今申し上げました3事業を削除したものの、市事業につきましては要望した事業がすべて掲載可能となっております。ただ、補助事業の中で基準額であるとか、限度額の設定があるとの指摘を受けておりますことから、事業費等の変更を行ったため、財政計画において所要の調整を行っております。新市の一般会計予算規模は、平成18年度で144億円となる見込みで、11年間の計画期間内において合併特例債につきましては74億6,600万円、そのほか合併に伴う国県の補助金及び交付金7億4,000万円を含む事業が本計画中に位置づけられております。今回ご確認をいただいた上、早々に県との本協議、今度は本協議ということになりますけれども、約2週間程度でこの協議が整うかと考えておりますが、本日確認いただきました後は、協議報告書に計画の全文を掲載するほか、概要パンフレットを作成し、住民の皆様にも新市をイメージしていただきたいと思いますと考えております。

以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました件につきましてご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようでございますので、今回の修正案のとおり修正した上、確認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようでございますので、議案第7号 新市建設計画については、原案のとおり確認させていただきました。

ただいまご確認をいただいた新市建設計画につきましては、直ちに県と本協議に入らせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは続きまして、議案第9号 事務組織及び機構の取扱いについて議題といたします。

この議案は、前回からの継続協議の案件で、前回提案説明させていただいたものでございます。何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○中条町（皆藤委員）

前回説明を聞いた中で、公平委員会の取り扱いについて、調整方針の中では共同事務処理に参加するという調整案が示されましたが、現在全国の市を見ておりますと、職員のこういった処遇を含めた疑義を解決する公平委員会は、独自、単独であるのが普通で、特に中条町と黒川村の合併後、例えば職員の給与レベルの調整及び定員管理に及ぶ問題が当然合併後出てくるわけですが、これとて職員の皆さん方にすると非常に重要な問題で、特に不安のある問題、これを共同事務にすることは非常に問題があると思います。ですから、市でも独自に公平委員会を持って、職員の皆さん方の不満や不安等を独自で解決すべきだというふうに思いますが、その辺幹事会でどのような議論がされてこういった提案になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○中条町（総務課長野沢）

今、皆藤委員の質問でありますけれども、幹事会の段階におきましては、特に突っ込んだ議論はありませんでした。したがって、今の調整方針にあるとおり、市町村の総合事務組合へ参加すると、こういうことで幹事会では決まったわけでありましてけれども、幹事会の議題にはそういう議論はなかったと言いますけれども、今の部分については一つの課題として今後検討する課題であろうかと、こんなふうに

考えておるところであります。

○中条町（皆藤委員）

課題として今後検討するという答弁ですけれども、今スケジュールもここに出ているように、合併に向かって協議がぐんぐん進んでいるのですが、こういった時期なり、場面で検討が加えられるのかについて理解ができないのですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○中条町（総務課長野沢）

今の検討ということでもありますけれども、基本的にはこの整備方針にあるとおり参加をしないと、これが方針であります。ただ、今言われた部分については正直言って幹事会等でもそう突っ込んだ議論がありませんので、その部分については課題として考えたいと、こういうことでもあります。方針は参加するというこの方針で決まっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○中条町（皆藤委員）

特にさっきちょっと言いますように、黒川村と中条町の合併後の職員の給与の体系が大きく違うものだから、なおさら黒川村の特に職員の皆さん方の将来に対する不安だとかいうのを払拭する意味で市で独自に公平委員会を設けるべきだというふうに言っているのであって、そこら辺はもうちょっと幹事会で突っ込んで協議をお願いしたいというふうに思うのですが。

○議長（丸岡）

では、私の方から次の会までにその辺を整理していただきたいと思いますが、いかがですか。

○幹事長（坂上）

そのようにさせていただきます。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等ないので、原案のとおり確認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようでございますので、議案第9号 事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり確認させていただきました。

続きまして、議案第10号 地域審議会等の取扱いについて、これを議題といたします。

この議案も前回からの継続協議の案件で、前回提案説明をさせていただいたものでございます。

事務局より補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

○事務局（坂上）

事務局の坂上と申します。それでは、地域審議会等の今後の進め方についてということで、皆さん方

の方に資料あるかと思いますが、ご説明いたします。

12月の22日第3回合併協議会におきまして、地域審議会等の取扱いについて提案したところでございます。その後協議会終了後、町村ごとに分かれて設置のあり方、考え方について意見交換をいたしました。年が明けて1月の11日委員会議を中条町だけで協議をしたところでございます。2月2日委員会議を今度は黒川村の方で協議いたしました。本日2月3日第4回協議会継続審議というふうなことでございますけれども、両町村より協議内容を報告していただくことにいたしております。それから、2月の10日委員会議ということで、これは今度は両町村あわせて全体会議というふうなことで、地域審議会等の取扱いについての提案方法を協議したいと思っております。それから、2月の15日に第5回合併協議会におきまして、地域審議会等の取扱いについて提案をし、確認をいただきたいと、こういうふうな予定で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より次回協議会までの進め方について説明がありましたが、先回の会議ではそれぞれの町村に持ち帰って検討いただくことになっておりましたので、ご報告をお願いしたいと思います。

まず、中条町の委員の方からお願いします。

○中条町（渡辺委員）

中条の渡辺です。中条地区も2度ほど委員で集まって、これについて議論をさせていただきました。最終的には今ほど事務局の方から説明ございました日程の中でこれからも継続的にやっていきたいというふうに思います。今現在出ている意見についてこれから若干ご報告したいというふうに思います。

意見としては、まず一つ目に、建設計画などの議論については、新市議会で行い、地域審議会の設置については必要はないのではないかというのが1点。2点目に、新市において住民の意見や不満などを伝える先を明確にしておくことが必要である。例えば区長会等その辺を明確にすべきではないか。それと3点目につきましては、建設計画の変更の審議があった場合に、中条、黒川という一部の地区の審議会ではバランスがとれないのではないかと。新市全体で一つの審議会が望ましいのではないかとという声、それと最後に現時点では行政と住民の共同基盤がないために、地域自治区、合併特例区の設置は必要はないのではないかとという意見がこの2回の中で出された内容でございます。

以上です。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

それでは、黒川村の委員の方から報告をお願いします。

○黒川村（桐生委員）

それでは、この地域審議会の件につきまして、黒川村で今まで協議してまいりましたことについて報

告したいと思います。

先ほど事務局から説明ありましたように、最初に昨年12月22日、第3回合併協議会終了後両町村別に分かれまして協議し、各委員から次のような意見が出されました。主なものといたしましては、長期総合計画審議会は、各層からの代表で委員構成されていることでもあり、地域審議会の形に近いと思われるが、主にこの総合計画の審議会は計画策定審議機関であり、性格が異なるということ、次に地域審議会設置には、若い人の活用が大変重要である。また、区長会を地域審議会に当てはめて区長会を強化したらどうかという意見も出されました。また一方、協議会メンバーも含めて、地域審議会などを考えれば、合併後の住民不安の解消や新市計画などを見守る意味でも、10年くらいの期間は必要ではないのかなどの意見が出されました。また、このまま黒川村の立地条件を考えますと、このままでは地域が寂れるので、その心配から考えても地域審議会は必要ではないのかという意見も出されました。

続きまして、2月2日に黒川村村民ホールにおきまして2号委員と3号委員が集まり、この点について協議されました。前回の協議内容と重複する点はあるのでございますが、一つは新市建設計画が10年間で策定されており、地域審議会を設置してそれを見守る必要があるのではないかとということ、また次に、黒川村地区においては、地域審議会を設置すれば、委員側の会議要請を含めて市長より諮問を受け、それに対して答申を出すということから、行政と地域が結ばれ、無視されない体制ができるのではないかとございまして。その結果、協議の結果、全員一致で地域審議会を設置した方がよいという方針が出されました。この地域審議会の意義、役割は合併により行政区域が拡大されることによりまして、住民の意見が施策に反映されにくくなるという不安解消に大きく役立つ制度ではないかとということ、これからの新市の運営に対して、監視や提案、助言をできる制度であることから、よりよい新市づくりを進める機会ができるのではないかと思います。以上が黒川村の協議された主な内容でございます。

以上、報告をいたします。

○議長（丸岡）

ありがとうございました。

ただいま両町村からご報告をいただいたわけでございますが、これに対してご意見等がございましたらよろしく願います。

どうぞ。

○中条町（渡辺委員）

今ほど私ども中条町、そして黒川村さんでこの経過について報告したわけですが、今ほど黒川村さんのお話聞くと、方針を決定したというふうなお話がされました。中条町はまだ意見の拾い集めというか、そういう段階での議論、そして今後2月の10日にここを見ると全体会議というものが予定されておるわけですが、その辺の中で例えば双方で考え方を一つにして持ってこいというふうな話になるのか。あるいはトータル的にその席上でもって、今ほど報告があった内容を踏まえて全体議論されるのか。その辺をどう考えておられるのか、まずはお聞きしたいというふうに思います。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（坂上）

それでは、お答えいたします。

2月10日の日の委員の方の会議でございますけれども、今ほど出された意見を踏まえて、全体でお話し合いをした後、必要に応じてまた町村ごとに分かれて方針を出すというふうな方向で進めたいと思っております。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ただいま説明もありましたように、この案件につきましては、本日の意見を踏まえて両町村で提出方法をご検討いただき、次回協議会で提案、確認を行いたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、議案第11号 新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定方法についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（久保田）

では、議案書7ページをごらんください。新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定方法について提案するものでございます。

続きまして、9ページ別紙をごらんください。1、記念品につきましては、記念品の種類、内容等は新市名称募集要綱の中で記載され、任意協議会第4回会議で確認されております。2、名づけ親大賞の決定方法につきましては、新市の名称、胎内市として選ばれた作品の応募者447名の中から1名を抽せんいたします。抽せん方法は、大賞作品の応募者の氏名を記載した用紙を抽せん箱に入れ、会長が行います。3、名づけ親賞の決定方法についてですが、抽せん方法につきましては、名づけ親大賞の例により、名づけ親大賞の抽せんから漏れた者の中から最高10名を会長が抽せんを行います。4、特別賞の決定方法についてですが、新市名称選定基準により、候補に選ばれた5作品の応募者で、名づけ親大賞及び名づけ親賞に当選した以外の者の中から抽せん30名を委員の皆さんから抽せんを行います。5、贈呈についてですが、名づけ親大賞のみ協議会で贈呈を行い、名づけ親賞、特別賞については、贈呈対象者と連絡をとり、事務局が贈呈をいたします。なお、名づけ親大賞で抽せんに選ばれた方には、新市開市において来賓として招待したいと考えております。今回決定方法について確認いただき、次回協議会で新市名称の決定の抽せんを行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より説明のありました決定方法については、次回の第5回協議会で記念品贈呈者を決定したいと思いますので、本日の会議でご審議をいただき、確認をお願いしたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようでございますので、原案のとおり確認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようでございますので、議案第11号 新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定方法については、原案のとおり確認させていただきました。

続きまして、次第の4番、合併協定項目についてを事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

合併協定項目についてご説明申し上げます。資料の方は議案書の後ろの方から2枚目になりますけれども、そちらの合併協定項目についての表をごらんになっていただきたいと思います。

法定協議会では、任意協議会で調整を行った内容の再確認を行っていただき、修正すべき点は修正を行ってまいりました。全調整項目といたしまして、先ほど副会長さんの方からもお話ありましたけれども、1,017件ございました。そして、協議会調整項目といたしまして445項目を協議していただきました。本日のご協議いただいた案件の中で、地域審議会等の取扱いについての継続協議案件を除いた444項目を確認していただいております。これまで合併の基本項目、行政制度調整、各種事務事業調整、新市建設計画という形で確認しましたものをごらんの表のように基本項目、特例項目、その他項目、新市建設計画という形で整理して合併協定書に織り込むこととなります。次回の協議会に確認内容を盛り込んだ合併協定書について説明したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、ただいま説明のありました合併協定項目について、何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようなので、次に進めさせていただきます。

次に、次第の5番、次回の協議会についてを事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、議案書の最後のページの方をごらんになっていただきたいと思います。次回協議会につい

てご説明申し上げます。

第5回会議は、今月15日火曜日午後2時からこの会場で開催を予定してございます。継続案件の地域審議会等の取扱いについて協議をいただくとともに、新市名称名づけ親大賞、名づけ親賞などの決定、そして協定項目の実質協議が終了しますことから、協定書や調印式、説明会などの説明を予定してございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、ただいまの次回の協議会についての関係でご質問等ございましたらお願いします。何かございますか。

どうぞ。

○中条町（渡辺委員）

この協議項目のその他の上の住民説明会の日程なのですが、今のところ大まかな日程でも結構ですが、大体予定されている日程があればお聞きしたいのですが、次回といたら15日ですから、その辺いかがですか。まだ日程等々何も議論はされていませんか。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

今特に調印式をいつにするかということが日程的に確定できない関係で、その辺がちょっと見えないうところではありますが、10日の日までに調整をして、できればそのときにご理解をいただければと思っております。

○議長（丸岡）

片野さん何かありますか。

○中条町（片野委員）

実は、私直接というか、15日の日県でやっているいろんな役を持っている方々が大分欠席されそうなので、その辺どうなのかなということをちょっと気になっていたのですが、ちょっと確認だけお願いしたいのですが。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○幹事長（坂上）

私どもは、それぞれのところにあたってみたのでありますけれども、日程等の調整でこの日がベターかなということでご提案申し上げたのであります。大変ぶしつけで申しわけないのですが、ちょっと15日の日のこの日に時間帯にとても出席できないという方がありましたらちょっと挙手してもらって検討させてもらいたいと思います。

〔該当者挙手〕

○幹事長（坂上）

ありがとうございました。

あとは皆さんでひとつ会長さんのもとでお諮りをお願いしたいわけであります。よろしくお願ひします。

○議長（丸岡）

ただいま5名の方が出席できないということでございますけれども、いかが取り計らったらよろしゅうございますか。

○中条町（斉藤委員）

私大事な会議ですから、出席しなければならない義務にあるかに感じておりますけれども、15日日赤の県の評議会がございまして、もう既にあれされておりますので、その評議委員会を欠席することちょっとできかねますので、こちらの方は本当に申しわけないのですけれども、欠席させていただきたいと思っております。

○議長（丸岡）

この件につきましては、もう少し調整をさせていただきます。15日に決定することも含めまして、もう少し検討させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

どうぞ。

○中条町（斉藤委員）

今ごろになって質問大変申しわけないのですけれども、先ほど異議なし、進行と、こう来たわけですけれども、審議の中の1ページの新市建設計画についてでございますが、県からの意見をいただき、一部修正案どおりということになるわけですが、これは後日県と協議して、そして一般の住民の方々にもちゃんとパンフレット、その他をつくって説明されるというふうなことがさっきおっしゃったかのように記憶しておりますけれども、先ほどの渡辺委員からのご質問にありましたように、住民説明会の日程についてということがありましたが、その住民説明会までこういうものが詳しく出る可能性はあるのでしょうか。

○事務局（小野）

きょうご確認いただきまして、至急手配をしたいと思ひます。住民説明会用にあわせまして、合併協議の報告書及び新市建設計画の事業をまとめた概要のパンフレットの方を作成したいと思ひますので、こちらの方ももう既に作業を進めないとちょっと間に合わないというところがありますけれども、ゲラ等がまたできました段階で、皆様の方にもご披露したいと思ひますし、住民の皆様の方にもでき次

第配布したいと考えております。

○中条町（齊藤委員）

わかりました。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、次第の6番、その他ということで皆さんから何かございましたらお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

事務局から何か。

○事務局（羽田野）

お手元にお配りしております今後の日程についてというものがお手元の方にあるかと思しますので、ご説明申し上げたいと思います。

ここでただいま2月15日第5回協議会というのを載せてございますけれども、それにつきましてはまた今ほどのお話ございましたので、その後のことでございますけれども、合併調印式前までに両町村で住民説明会を実施し、合併調印式は県知事もしくは副知事を立会人をお願いしたいことから、掲載しております日程で県と調整を行った上で決定したいとするものです。廃置分合議決は、両町村で3月定例会に提案し、議決後3月末までに県知事へ合併申請を行う日程としております。また、協議会は合併前日まで必要に応じて開催することとしておりますが、3月下旬に第6回協議会を予定したいとするものです。

以上、簡単であります、平成16年度のこれからの日程について説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいまの説明につきまして何かご質問等ございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第4回会議を終了いたします。

大変どうもご苦労さまでございました。